

組織犯罪対策

第1節 暴力団等対策

第2節 外国人犯罪対策

第3節 薬物銃器対策

第4節 犯罪収益対策

第4章

CHAPTER 4



第1節

暴力団等対策

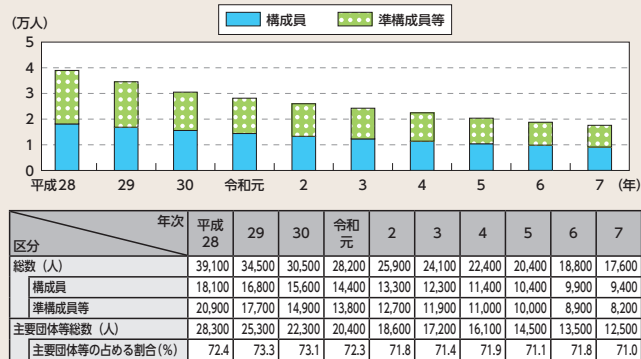
1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等^(注1)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の過去10年間の推移は、図表4-1のとおりであり、その総数は平成17年（2005年）以降減少し、令和7年（2025年）末には、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、全国警察による集中的な取締りや暴力団排除の取組の進展により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。

また、六代目山口組からの分裂組織を含む主要団体等^(注2)の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は、令和7年末も7割を超えており、寡占状態は継続している。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移
(平成28年～令和7年)



注1：数値は、各年末現在

注2：総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

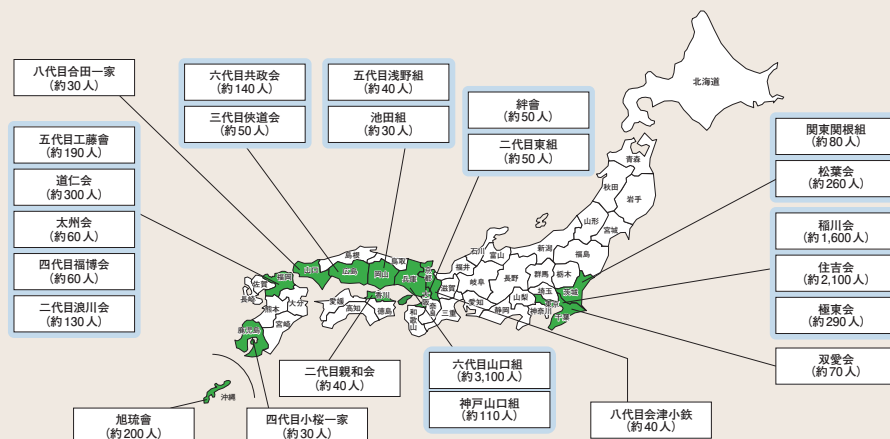
(2) 暴力団の解散・壊滅

令和7年中に解散・壊滅をした暴力団の数は70組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は119人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は51組織（72.9%）である。

(3) 暴力団の指定

令和8年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき24団体が指定暴力団として指定されている。令和7年中は14団体が、令和8年中は6月1日までに3団体が、それぞれ指定の有効期間を満了したことから、引き続き指定を受けた^(注3)。

図表4-2 指定暴力団一覧表



※1：括弧内の人数は、各指定暴力団の構成員数を表す。

※2：令和7年末における全暴力団構成員数（9,400人）に占める指定暴力団構成員数（約9,000人）の比率は95.7%である。

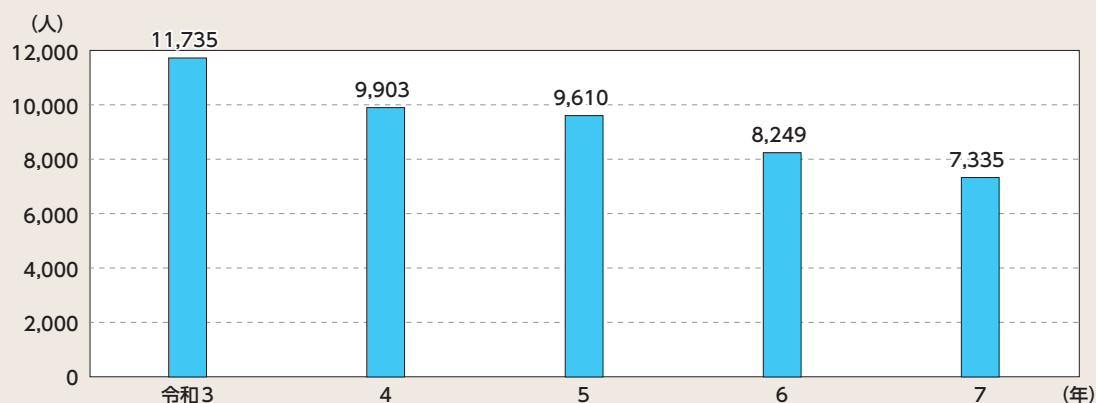
注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの
 注2：平成26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会を「主要3団体」と、平成27年以降は、神戸山口組を含む4団体を「主要団体」と、平成30年以降は、絆會（任侠山口組から改称）を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を「主要団体等」という。
 注3：令和7年中は神戸山口組、六代目山口組、稲川会、住吉会、五代目工藤會、旭琉會、八代目会津小鉄、六代目共政會、八代目合田一家、四代目小桜一家、五代目浅野組、道仁會、二代目親和會及び双葉會が、令和8年中は二代目浪川會、三代目俠道會及び太州會がそれぞれ指定を受けた。

2 暴力団犯罪の取締りと暴力団対策法の運用

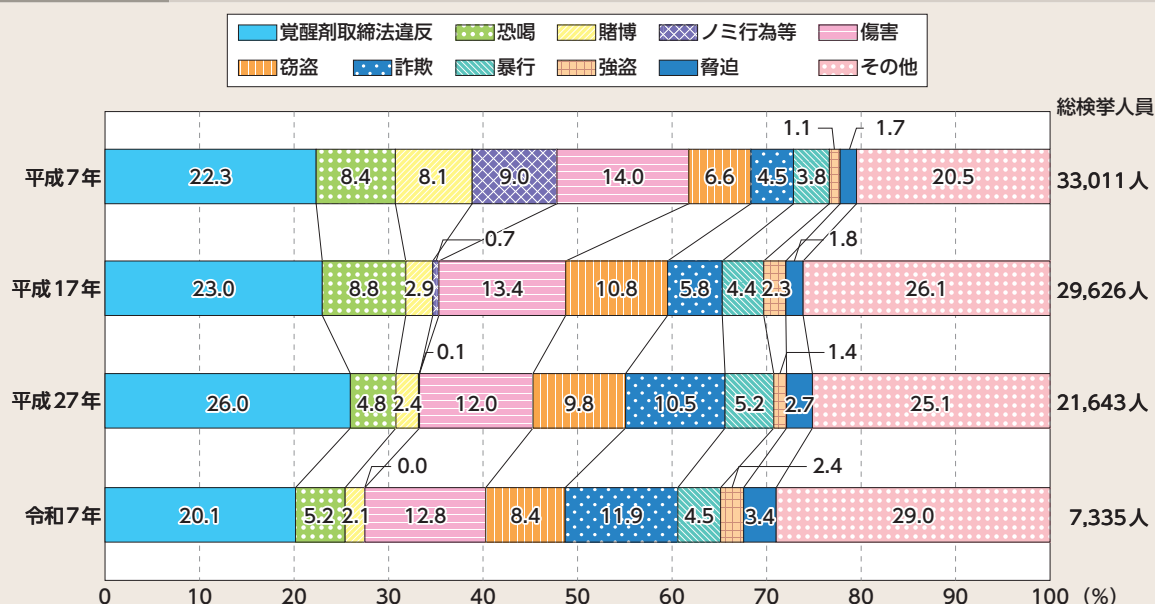
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表4-3のとおりである。令和7年中は7,335人と、前年と比べ914人（11.1%）減少した。また、平成7年以降の検挙人員の罪種別割合をみると、図表4-4のとおりであり、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)の割合が減少傾向にあるのに対し、詐欺の割合が増加傾向にあり、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況がうかがわれる。

図表4-3 暴力団構成員等の検挙人員の推移（令和3年～令和7年）



図表4-4 暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合の推移（平成7年、平成17年、平成27年及び令和7年）



注：公営競技をめぐって施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

(2) 資金獲得犯罪

暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれる。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^(注1)と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った違法な貸金業や労働者派遣事業等の資金獲得犯罪を行っている。

警察では、巧妙化・不透明化をする暴力団の資金獲得活動に関する情報の収集・分析をするとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

CASE

稲川会傘下組織幹部の男（55）らは、令和5年12月から令和7年8月にかけて、タイ等から密輸入した大麻等の規制薬物を、匿名・流動型犯罪グループを利用して密売した。令和7年9月までに、同幹部ら29人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で検挙した（警視庁、千葉及び神奈川）。

(3) 対立抗争事件等の発生

暴力団は、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする報復・見せしめ目的の襲撃等事件を起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられる。

近年の対立抗争事件、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件等の発生状況は、図表4-5のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察では、重点的な取締りを推進している。

図表4-5 対立抗争事件の発生件数等の推移
(令和3年～令和7年)^(注1)

区分	年次	令和3	4	5	6	7
対立抗争事件 ^(注2)	発生件数(件)	3	21	6	3	1
	うち銃器使用	1	4	1	1	0
	死者数(人)	0	1	1	1	0
	負傷者数(人)	0	5	2	0	0
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件 ^(注3)	発生件数(件)	1	2	1	0	0
	うち銃器使用	0	0	0	0	0
	うち手りゅう弾使用	0	0	0	0	0
	死者数(人)	0	0	0	0	0
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件 ^(注4)	負傷者数(人)	0	0	0	0	0
	発砲事件数(件)	8	6	3	2	0
	死者数(人)	0	2	3	2	0
	負傷者数(人)	3	1	0	0	0

注1：数値は、いずれも令和8年5月末現在のもの

2：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争に起因するとみられる事件の合計を「発生件数」としている。

3：暴力団等が、その意に沿わない活動を行う事業者に対して威嚇、報復等の目的で行ったと認められる殺人、傷害等の事件

4：銃砲（銃刀法第2条第1項各号に定める装薬銃砲、空気銃及び電磁石銃をいう。）を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したもの及びそのおそれがあったもの（過失及び自殺を除く。）

(4) 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為^(注2)を行った場合等においては、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会が中止命令等を発出することができることとされている。中止命令等の発出件数の推移は、図表4-6のとおりである。

注1：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

2：指定暴力団の暴力団員が威力を示して行う不当な金品等の要求行為

図表 4-6 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移（令和3年～令和7年）

区分	年次	令和3	4	5	6	7
中止命令		866	877	964	1,118	754
再発防止命令		37	32	30	52	48
請求妨害防止命令		0	9	16	16	11
用心棒行為等防止命令		1	3	1	0	4
賞揚等禁止命令		11	57	34	10	26
事務所使用制限命令		2	5	3 (1)	1 (3)	0 (1)

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。

CASE

松葉会傘下組織の構成員の男（46）は、令和7年5月、性風俗店の経営者に対し、「毎月のももらってないよね」、「ほかはね、毎月5万円は付き合ってもらっているわけですよ」、「うちのシマでやってるんだから、やっぱそれなりのもんは納めてもらいたいという頭なんだけど」などと告げ、自己が所属する暴力団の威力を示して、同店が営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求した。同月、同男に対し、暴力的要求行為をしてはならない旨の中止命令を発出した（茨城）。

memo

山口組分裂後の対立抗争と暴力団対策法の活用

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃を使用した殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和2年1月、兵庫県等の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。令和7年末現在、9府県17市町を警戒区域と定めている。

また、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組の間でも、令和4年5月以降、サバイバルナイフを使用した殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和4年12月、岡山県等の公安委員会が、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定した。令和7年末現在、7府県8市を警戒区域と定めている。

さらに、神戸山口組から離脱した絆會と六代目山口組の間でも、令和4年1月以降、拳銃を使用した殺人事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和6年6月、大阪府等の公安委員会が、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定した。令和7年末現在、8府県11市を警戒区域と定めている。

警戒区域内では、事務所の新設、対立組織の構成員に対するつきまとい、対立組織の構成員の居宅又は事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されることから、それぞれの抗争の情勢に応じて警戒区域を追加するなどの措置を講じることにより、対立抗争に伴う市民への危害の防止に努めている。

3 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体においては、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携しつつ、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込んだり、暴力団等による不当な介入がなされた場合における警察への通報等を受注業者に義務付けたりするなどの取組を推進している。また、民間工事等に関する業界及び独立行政法人に対しても、同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化をしていることから、警察では、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに企業が経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」^(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度^(注3)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する暴力団対策法の規定を効果的に活用し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の救済等に努めている。



暴力団壊滅県民大会の状況

(4) 地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県においては、暴力団排除に関する条例の効果的な運用に努めている。これら条例は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力をして暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容としている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。令和7年中における実施件数は、勧告が36件、指導が2件、中止命令が2件、再発防止命令が2件、検挙が26件となっている。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの。

3：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

CASE

六代目山口組傘下組織の組長の男（59）は、令和6年10月から令和7年5月にかけて、東京都暴力団排除条例に定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域において、暴力団事務所を運営した。同年6月、同男を同条例違反（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）で逮捕した（警視庁）。

（5）暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、令和5年に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、構成員に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

第2節

外国人犯罪対策

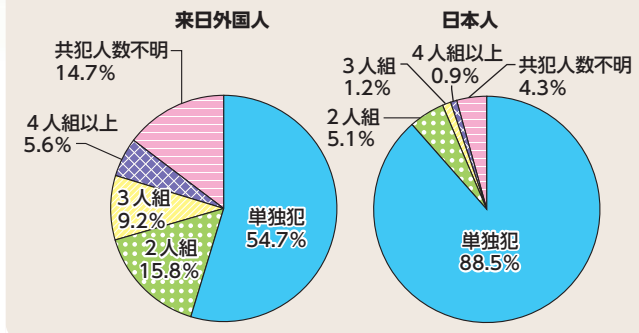
1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

令和7年（2025年）中の来日外国人^{（注1）}による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は45.3%と、日本人（11.5%）の約3.9倍に上っている^{（注2）}。罪種別にみると、万引きで31.8%と、日本人（3.6%）の約8.7倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向がうかがわれる。

図表4-7 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い（令和7年）



(2) 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を行うために様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、近年、他国で行われた詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを行うといった事例があるなど、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。

(3) 犯罪インフラの実態

来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。また、偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。

CASE

ベトナム人の女（28）らは、令和6年12月から令和7年3月にかけて、同女とベトナム人の男との間で生まれた子に日本国籍を取得させるため、同子が同女と日本人の男（46）との間で生まれたなどとする内容虚偽の認知届等を市役所に提出した。同年10月までに、同女及び同日本人の男ら合わせて3人を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪で逮捕した（茨城）。

注1：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

注2：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

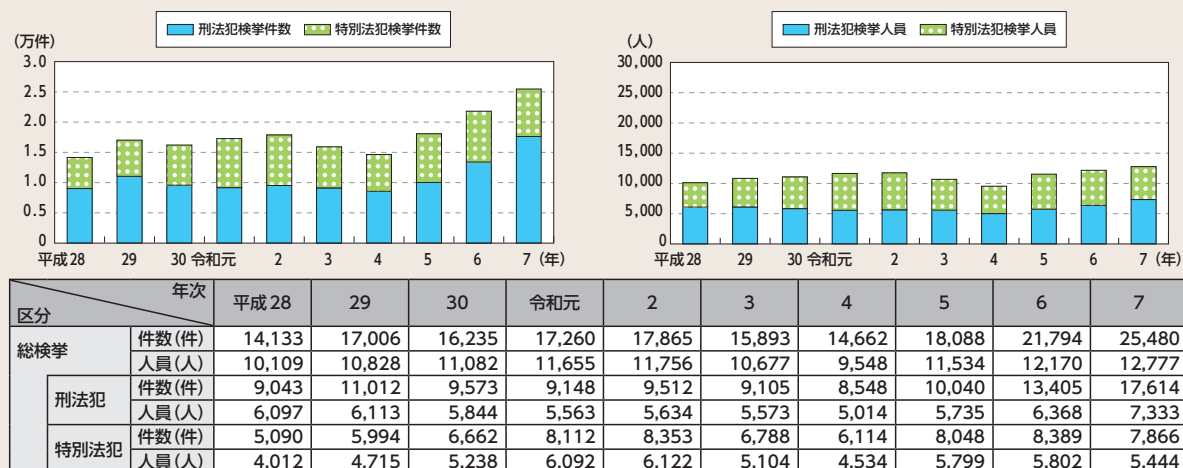
2 来日外国人犯罪の検挙状況

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-8のとおりである。

令和7年中の来日外国人による刑法犯の検挙状況をみると、ベトナム人やタイ人による窃盗犯等の増加に伴い、検挙件数・検挙人員共に増加した。また、特別法犯の検挙状況を同様にみると、ベトナム人や中国人による入管法違反等の減少に伴い、検挙件数・検挙人員共に減少した。

図表4-8 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成28年（2016年）～令和7年）

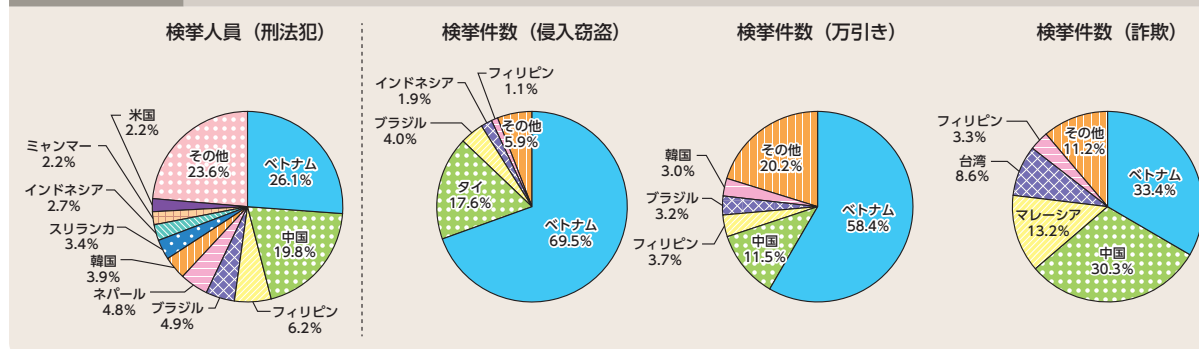


(2) 国籍・地域別検挙状況

令和7年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-9のとおりである。特にベトナム及び中国の2か国で、検挙件数・検挙人員共に全体の約半数を占めている^(注)。

また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗及び万引きについてはベトナムが、詐欺についてはベトナム及び中国が、それぞれ高い割合を占めている。

図表4-9 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（令和7年）



CASE

中国人の男（36）らは、令和7年3月から同年6月にかけて、関東地方の店舗において、他人名義で登録された電子決済サービスを不正に利用して、ゲーム機等をだまし取った。同年11月までに、中国人の男2人を詐欺罪等で検挙した（福井及び秋田）。

注：令和7年6月末現在、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約349万人）の国籍・地域別の割合は次のとおり。

中国21.7%、ベトナム18.2%、ネパール7.6%、インドネシア6.9%、フィリピン6.1%、韓国5.1%、米国4.6%、ミャンマー4.5%、台湾4.5%、ブラジル2.6%、その他18.2%（出入国在留管理庁作成資料を基に警察庁が集計）

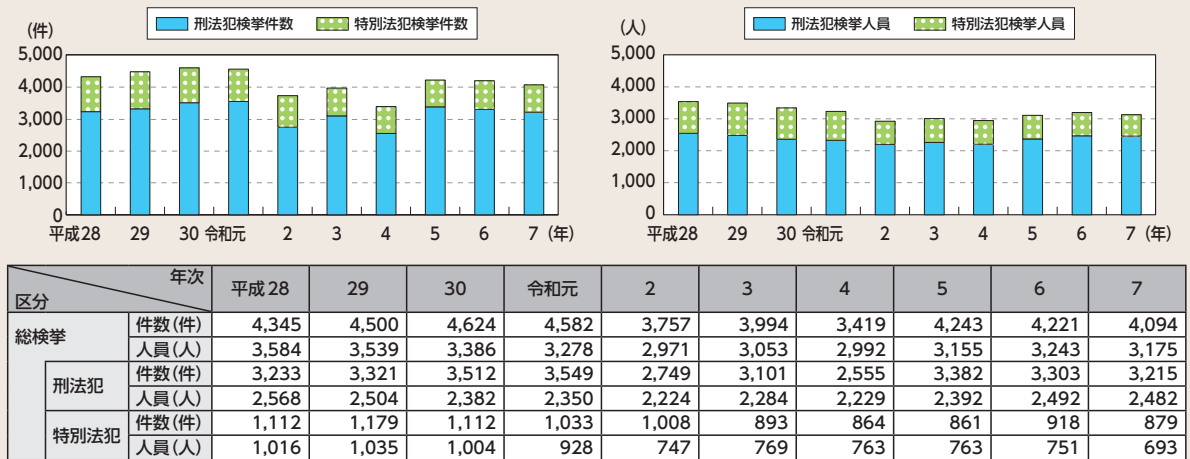
3 永住者の検挙状況

(1) 全般的傾向

永住者の検挙状況の推移は、図表4-10のとおりである。

過去10年における永住者の総検挙状況の推移をみると、総検挙件数は、平成28年から令和元年にかけておおむね横ばいで推移していたが、令和2年から令和4年にかけて減少し、令和5年に増加した後、令和7年までおおむね横ばいで推移している。総検挙人員は、おおむね横ばいで推移している。

図表4-10 永住者の検挙状況の推移（平成28年～令和7年）



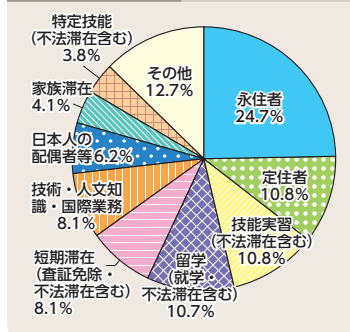
(2) 来日外国人犯罪との比較等

令和7年中の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、図表4-11^(注1)のとおり、「永住者」が最も多い^(注2)。刑法犯の包括罪種別検挙件数では、来日外国人及び永住者共に窃盗犯が5割以上を占め最多であり、来日外国人と永住者を比較して窃盗犯を手口別にみると、来日外国人については侵入窃盗が、永住者については非侵入窃盗のうち万引きが、それぞれ高い割合を占めている。

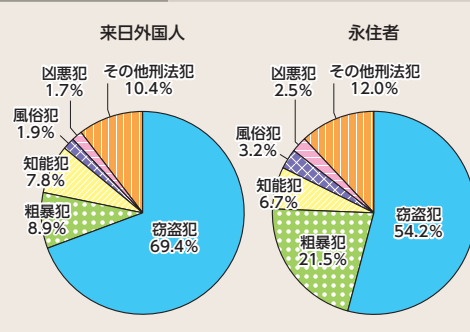
また、永住者と来日外国人の刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合を比較すると、来日外国人の方が高く、中でも、窃盗犯の万引きについては、来日外国人が31.8%、永住者が3.2%と、その割合に大きな差がみられる。

そのほか、永住者が、不法残留者等を雇い入れる不法就労助長事案や偽装結婚のあっせん事案等の犯罪インフラに関与し、不法残留者や来日外国人を利用して利益を得ていた事例がみられる。

図表4-11 在留資格別刑法犯検挙人員（令和7年）



図表4-12 刑法犯包括罪種別の検挙件数（令和7年）



図表4-13 窃盗犯の手口別検挙件数（令和7年）

区分	来日外国人	永住者
窃盗犯 (%)	100	100
侵入窃盗	35.5	12.6
うち住宅対象	8.4	5.0
乗り物盗	4.7	6.9
うち自動車盗	1.9	1.5
非侵入窃盗	59.8	80.6
うち万引き	26.0	45.2

注1：来日外国人、永住者及び永住者の配偶者等の刑法犯検挙人員について、在留資格別の割合を示したもの

2：令和7年6月末現在、総在留外国人数に占める在留資格別の在留者数（約475万人）の割合は次のとおり。

永住者19.6%、定住者4.8%、技能実習9.5%、留学9.2%、短期滞在16.2%、技術・人文知識・国際業務9.6%、日本人の配偶者等3.2%、家族滞在6.9%、特定技能7.1%、その他の在留資格14.0%（出入国在留管理庁作成資料を基に警察庁が集計）

4 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（A P I S^(注1)）等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなどの連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなどの連携を図っている。

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を行う国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① I C P Oを通じた国際協力

I C P O^(注2)は、犯罪捜査における国際的な協力を目的として、各国の警察機関によって構成される機関であり、令和7年末現在、我が国を含む196の国・地域が加盟している。I C P Oでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、I C P Oが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、I C P Oの活動に貢献している。さらに、令和7年（2025年）11月、モロッコで開催された第93回I C P O総会において、警察庁長官官房審議官（国際担当）が執行委員（任期3年）に選出された。



第93回I C P O総会（©INTERPOL）

② 外国捜査機関等との連携

警察庁では、I C P Oを通じた捜査協力のほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^(注3)、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査共助^(注4)を要請するなどしている。

例えば、被疑者が国外に所在する可能性が疑われる場合には、外国捜査機関等と迅速に情報を交換し、捜査に必要な証拠の提供を受けるなどして、事件の全容解明を図っている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

図表4-14 I C P Oを通じた捜査協力件数の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
要請を受託した件数（件）		1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956	874	899
要請した件数（件）		294	327	445	424	385	414	472	749	1,169	1,390

注：数値は、各年末現在

図表4-15 捜査共助件数の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
要請を受託した件数（件）		37	32	63	38	43	74	34	56	123	83
要請した件数（件）		83	109	156	186	169	199	208	330	628	365

注：数値は、各年末現在

注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

2：4頁参照（特集）

3：257頁参照（第7章）

4：外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすること

(3) 国外逃亡被疑者等^(注1)の追跡

国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表4-16のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約^(注2)等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

さらに、被疑者が国外に拠点を置き日本国内において罪を犯した場合についても、国外逃亡被疑者等と同様に、追跡を行って検挙等に努めている。

このような取組の結果、令和7年中は、出国直前の被疑者52人（うち外国人47人）のほか、国外所在被疑者^(注3)244人（うち国外逃亡被疑者^(注4)179人）を検挙した（図表4-17）。

このほか、事案に応じ、国外所在被疑者等^(注5)が行った日本国内における犯罪に関する資料等を所在国の捜査機関に提供するなどして、所在国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表4-16 国外逃亡被疑者等数の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
国外逃亡被疑者等（人）		707	668	631	666	684	693	701	784	835	927
うち外国人		581	538	512	538	550	561	572	609	640	690

注：数値は、各年末現在

図表4-17 国外所在被疑者及び国外逃亡被疑者の検挙人員の推移（平成28年～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
国外所在被疑者（人）		—	—	—	—	—	—	—	140	121	244
（うち外国人）		—	—	—	—	—	—	—	(33)	(31)	(79)
国外逃亡被疑者（人）		90	124	113	84	61	28	52	72	73	179
（うち外国人）		(34)	(77)	(64)	(46)	(26)	(11)	(17)	(33)	(31)	(75)

注：数値は、各年末現在

なお、近年、国外に拠点を置いて犯行に及び被疑者の検挙がみられることから、国外逃亡被疑者を含めた国外所在被疑者の統計をとることとした。

(4) 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を踏まえた警察の取組

令和8年1月、政府において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が取りまとめられたところ、警察では、在留外国人が犯罪に巻き込まれたり、関与したりすることがないように、防犯対策の充実等に取り組むとともに、外国人による組織的窃盗等の違法行為に対しては、外国捜査機関等との連携を強化し、厳正な取締りを推進している。

注1：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者

2：257頁参照（第7章）

3：国外逃亡被疑者及び日本国外に所在しながら犯罪を構成する事実の全部又は一部を日本国内で生じさせた者であって、主として警察が捜査対象としている者

4：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者であって、主として警察が捜査対象としている者

5：国外逃亡被疑者等及び日本国外に所在しながら（そのおそれのある場合を含む。）犯罪を構成する事実の全部又は一部を日本国内で生じさせた者であって、主として警察が捜査対象としている者

1 薬物情勢

令和7年（2025年）中の薬物事犯の検挙人員は1万4,574人と、引き続き高い水準にあり、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。特に20歳代以下の若年層による大麻事犯が相次いで検挙されたほか、大麻事犯の検挙人員が警察庁が保有する昭和33年（1958年）以降の統計で最多となった。薬物は、乱用者の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題である。

(1) 犯罪組織等の動向

① 暴力団による薬物事犯

令和7年中の薬物事犯の検挙人員（1万4,574人）のうち、暴力団構成員等が14.6%（2,124人）を占めている。また、密売関連事犯^{（注）}の検挙人員（891人）のうち、暴力団構成員等が29.1%（259人）を占めているところ、これらを薬物事犯別でみると、覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員（385人）のうち43.6%（168人）を、大麻の密売関連事犯の検挙人員（445人）のうち17.1%（76人）を、それぞれ暴力団構成員等が占めており、覚醒剤や大麻の密売に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

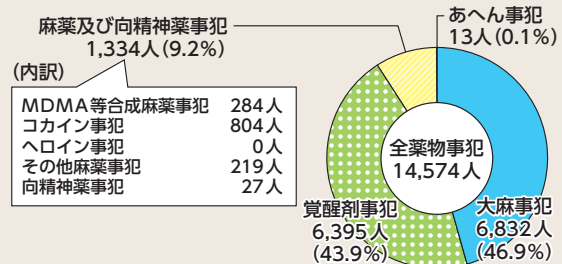
令和7年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は1,142人と、前年より195人（20.6%）増加した。このうち、営利目的輸入事犯の検挙人員は278人であり、国籍・地域別でみると、ベトナムが34.9%（97人）を占めているほか、密売関連事犯の検挙人員は51人であり、国籍・地域別でみると、ベトナムが33.3%（17人）を占めている。

(2) 薬物密輸入事犯の検挙状況

令和7年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は464件と、前年より137件（41.9%）増加し、検挙人員は536人と、前年より141人（35.7%）増加した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4-19のとおりである。令和7年中は、検挙件数・人員・押収量ともに前年より減少しているものの、押収量が年間1トンを超える状況が続いているなど、覚醒剤に対する根強い需要が存在しているものと考えられる。

図表4-18 薬物事犯の検挙人員（令和7年）



注1：MDMAは、化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxymethamphetamine）」の略名であり、本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

注2：大麻事犯の検挙人員は、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まない。

図表4-19 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況及び押収量の推移（平成28年（2016年）～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
検挙件数（件）		82	126	127	273	73	56	129	200	101	97
うち航空機利用による携帯密輸		41	84	80	189	25	3	43	88	59	67
構成比（％）		50.0	66.7	63.0	69.2	34.2	5.4	33.3	44.0	58.4	69.1
検挙人員（人）		97	153	157	333	114	83	175	275	138	123
うち暴力団構成員等		11	14	32	36	20	17	37	51	23	7
うち来日外国人		65	109	99	239	58	29	72	140	79	92
押収量（kg）		1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1	282.1	1,215.5	1,379.8	1,276.6

CASE

建設作業員の男（23）は、令和7年5月及び6月、アメリカ合衆国から国際宅配便を利用し、粘土皿内に液状の大麻を隠匿するなどして密輸入した。同年11月に、同男を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入）で逮捕し、大麻約2キログラムを押収した（警視庁）。



押収された粘土皿及び大麻

（3）薬物事犯別の検挙状況

① 覚醒剤事犯

令和7年中、覚醒剤事犯の検挙人員は前年より増加し、全薬物事犯の検挙人員の43.9%を占めている。覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が高いことのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

② 大麻事犯

令和7年中、大麻事犯の検挙人員は、全薬物事犯の検挙人員の46.9%を占め、前年に続いて高い水準にある。近年、面識のない者同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら大麻の売買を行う例もみられる。大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

③ コカイン事犯

令和7年中、コカイン事犯の検挙人員は、全薬物事犯の検挙人員の5.5%を占め、令和3年以降増加傾向にあり、押収量も令和3年と比べて約23倍に増加し、2年連続で200キログラムを超えている。また、検挙人員のうち20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられるなど、コカインの乱用拡大が懸念される。

図表4-20 各種薬物事犯の検挙状況及び押収量の推移（令和3年～令和7年）

区分			年次	令和3	4	5	6	7
覚醒剤事犯	検挙人員（人）		7,824	6,124	5,914	6,124	6,395	
	押収量	(kg)	688.8	289.0	1,342.9	1,409.0	1,628.6	
		(錠)	2,952	1,533	484	404	666	
大麻事犯	検挙人員（人）		5,482	5,342	6,482	6,078	6,832	
	押収量	乾燥大麻（kg）	329.7	289.6	784.5	318.0	428.4	
		大麻たばこ（kg）	0.2	0.1	0.1	0.1	－	
		大麻樹脂（kg）	2.1	5.6	1.0	9.2	1.1	
		大麻濃縮物（kg）	22.2	74.0	35.7	67.6	315.3	
		大麻草（本）	7,301	7,563	9,312	5,877	4,503	
		大麻草（kg）	17.8	11.2	27.2	16.9	42.6	
麻薬及び 向精神薬 事犯	MDMA等 合成麻薬	検挙人員（人）	221	229	237	247	284	
		押収量（錠）	54,204	74,824	169,442	226,119	302,432	
	コカイン	検挙人員（人）	157	240	372	586	804	
		押収量（kg）	10.0	41.8	53.4	247.2	226.9	
	ヘロイン	検挙人員（人）	0	0	3	1	0	
		押収量（kg）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	向精神薬	検挙人員（人）	20	31	16	15	27	
		押収量（錠）	533	11,038	8,312	1,695	468	
あへん事犯			検挙人員（人）	15	3	6	10	13
			押収量（kg）	5.8	0.0	0.0	2.5	1.9

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

2：大麻草の押収量（kg）は、本数として計上できない形状のものを示す。

3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

4：大麻事犯の検挙人員は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行日（令和6年12月12日）以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含み、大麻事犯の押収量には、同「大麻・THC」の押収量を含む。

また、麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は、同施行日以降の麻薬及び向精神薬取締法において麻薬とされる「大麻・THC」に関する検挙を含まず、麻薬及び向精神薬事犯の押収量には、同「大麻・THC」の押収量を含まない。

5：大麻たばこの押収量は、令和7年以降、乾燥大麻の押収量に計上している。

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。令和8年1月には、警察庁のODA事業として、29の国及び4つの機関の参加を得て、第28回アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC^(注1)）を東京都で開催し、薬物情勢、捜査手法及び国際協力に関する討議を行った。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、組織犯罪の取締りに有効な通信傍受等の捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注2)やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収^(注3)・追徴^(注4)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC^(注5)）からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

(2) 需要の根絶

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。



薬物再乱用防止のための広報資料



大麻乱用防止のための広報ポスター

注1：Asia-Pacific Operational Drug Enforcement Conferenceの略

2：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯として捉え、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

3：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

4：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

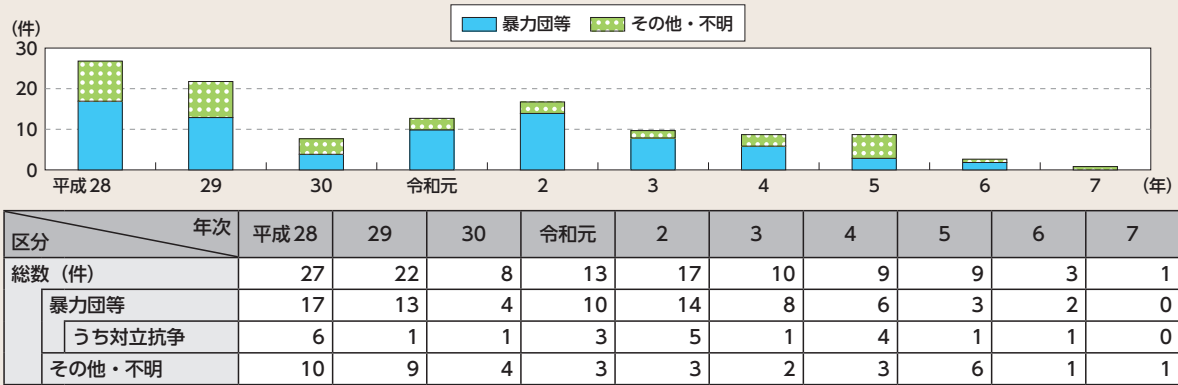
5：135頁参照（第3章）

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

令和7年中は、銃器発砲事件が1件発生したが、暴力団等によるとみられる事件の発生はなかった。

図表4-21 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成28年～令和7年）



注1：数値は、いずれも令和8年5月末現在のもの
2：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
3：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
4：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-22 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成28年～令和7年）

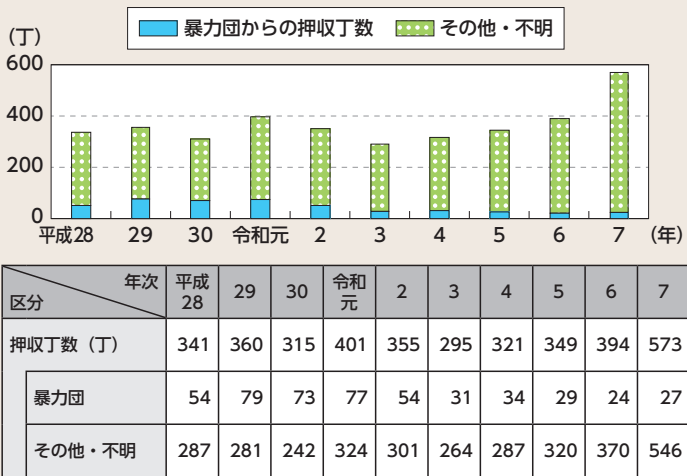
区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
死傷者数 (人)		11 (8)	8 (5)	3 (2)	12 (3)	9 (3)	5 (2)	6 (3)	10 (7)	3 (1)	1 (1)
死者数		5 (3)	3 (2)	2 (2)	4 (0)	4 (3)	1 (1)	4 (2)	7 (4)	2 (0)	1 (1)
負傷者数		6 (5)	5 (3)	1 (0)	8 (3)	5 (0)	4 (1)	2 (1)	3 (3)	1 (1)	0 (0)

注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-23のとおりであり、前年より増加した。銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、暴力団等の犯罪組織が所持・管理をする銃器の摘発に重点を置いた取締りを行うほか、インターネット上に流通する銃器に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表4-23 拳銃押収丁数の推移（平成28年～令和7年）



注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

第4節

犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のF I U^(注1)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

国家公安委員会では、犯罪収益移転防止法に基づき、毎年、犯罪収益の移転に係る手口等に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者^(注2)等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等、当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成・公表している。

また、国家公安委員会では、関係機関と連携し、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を行う特定事業者に対する研修会等を実施しているほか、特定事業者が犯罪収益移転防止法上の義務に違反していると認めた場合には、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により特定事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察や検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。疑わしい取引の届出の年間通知件数は、図表4-24のとおりであり、増加傾向にある。

図表4-24 疑わしい取引の届出状況の推移
(令和3年(2021年)～令和7年)

区分 \ 年次	令和3	4	5	6	7
年間通知件数(件)	530,150	583,317	707,929	849,861	1,019,405
年間提供件数(件)	524,462	581,252	685,330	815,318	962,348

注1：年間通知件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁等から通知された疑わしい取引の届出件数をいう。

注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表4-25 都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移(令和3年～令和7年)

年次	令和3	4	5	6	7
件数(件)	353,832	373,849	496,093	629,135	608,556

注1：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のF I Uは、国家公安委員会が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：特定事業者(弁護士等及び司法書士等を除く)は、業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、図表4-26のとおりであり、令和7年中は1,792件（前年比509件（39.7%）増加）であった。前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが795件、窃盗に係るものが544件、電子計算機使用詐欺に係るものが302件となっている。

令和7年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは83件と、全体の4.6%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが24件、窃盗に係るものが18件、電子計算機使用詐欺に係るものが11件と、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

また、令和7年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は305件と、全体の17.0%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが158件、窃盗に係るものが86件、電子計算機使用詐欺に係るものが51件となっている。さらに、不正入手した他人の電子決済コードを利用したり、国内の不動産購入を希望する外国人から手付金の支払を請け負い、その手付金に犯罪収益を充てた上で、地下銀行に対価を送金させて外貨両替したりするなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

図表4-26 マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数の推移（平成28年（2016年）～令和7年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
総数（件）		388 (76)	361 (50)	511 (65)	537 (58)	600 (58)	632 (64)	726 (64)	909 (57)	1,283 (80)	1,792 (83)
組織的犯罪処罰法違反（件）		380 (70)	353 (46)	504 (62)	528 (51)	597 (57)	623 (60)	709 (62)	888 (54)	1,262 (71)	1,777 (78)
法人等事業経営支配（第9条）		0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	4 (0)	4 (0)
犯罪収益等隠匿（第10条）		268 (45)	240 (22)	377 (36)	378 (32)	413 (27)	461 (32)	578 (43)	696 (39)	1,037 (45)	1,421 (58)
犯罪収益等收受（第11条）		112 (25)	111 (24)	126 (26)	150 (19)	182 (30)	162 (28)	130 (18)	191 (15)	221 (26)	352 (20)
麻薬特例法違反（件）		8 (6)	8 (4)	7 (3)	9 (7)	3 (1)	9 (4)	17 (2)	21 (3)	21 (9)	15 (5)
薬物犯罪収益等隠匿（第6条）		5 (4)	7 (3)	5 (2)	8 (6)	3 (1)	5 (2)	15 (2)	20 (3)	17 (6)	9 (1)
薬物犯罪収益等收受（第7条）		3 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (2)	2 (0)	1 (0)	4 (3)	6 (4)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

CASE

会社従業員の男（53）らは、令和5年10月、マネー・ローンダリングの実行を希望する者を、暗号資産取引のアプリにおけるメッセージ機能を用いて募集し、応募してきた者に、詐欺の犯罪収益を同男らが管理する複数の預貯金口座に振込送金させた上で、同犯罪収益を用いて暗号資産を購入し、国外の暗号資産取引所に開設された法人名義のコインアドレスに送信する方法でマネー・ローンダリングを行った。令和7年11月までに、同男ら4人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した（福井）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用し、没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-27のとおりである。

図表4-27 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（令和3年～令和7年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	令和3	72	217,888	62	1,476,380	134	1,694,268
	4	76	205,665	92	1,342,766	168	1,548,431
	5	119	353,107	103	1,267,096	222	1,620,204
	6	110	491,081	99	1,764,624	209	2,255,705
	7	132	757,766	126	1,834,769	258	2,592,536
麻薬特例法	令和3	51	10,465	226	854,361	277	864,826
	4	56	5,678	223	860,989	279	866,668
	5	54	8,404	199	394,534	253	402,939
	6	50	6,767	166	474,201	216	480,968
	7	37	34,266	177	206,464	214	240,731

注1：令和8年3月末現在の法務省資料による。

2：金額は、千円未満切捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

令和7年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法に基づくものとして風営適正化法違反、窃盗、賭博事犯、詐欺、入管法違反等に関して271件（前年比46件（20.4%）増加）が、麻薬特例法に基づくものとして35件（前年比8件（29.6%）増加）が、それぞれ発出されている。

図表4-28 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（令和3年～令和7年）

区分 \ 年次	令和3	4	5	6	7
組織的犯罪処罰法（件）	142（22）	162（19）	211（19）	225（16）	271（18）
麻薬特例法（件）	24（6）	23（5）	20（2）	27（11）	35（6）

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

CASE

会社従業員の男（42）らは、令和4年7月、自身が運営するオンラインカジノにおいて客を相手方として賭博を行ったことで得られた犯罪収益の一部である約9,800万円を、架空法人からの正当な貸付金と装い、同犯罪収益で不動産を購入した。令和7年7月、同男ら2人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕するとともに、同不動産に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（神奈川）。

4 国際連携

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、F A T F^(注1)、A P G^(注2)、エグмонт・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) F A T Fの活動と警察庁の参画状況

F A T Fは、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融^(注3)対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、令和7年末現在、我が国を含む38の国・地域及び2の地域機関が参加している。警察庁では、全体会合等に参加し、マネー・ローンダリング対策等のための新たな枠組みづくりに向けた議論を行っている。

F A T Fは、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「F A T F勧告」として示すとともに、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施している。これまで我が国に対しても4回にわたって審査が実施されており、令和3年6月の全体会合では、4回目の審査についての審査結果報告書の討議・採択が実施された。同報告書において、金融機関等に対する監督やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の捜査・訴追等に優先的に取り組むべきであるとされたことを踏まえ、令和4年5月には、政府において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定されたほか、同年12月には、犯罪収益移転防止法を含む関係法律の改正^(注4)がなされた。また、令和9年から開始される5回目の審査を見据え、マネー・ローンダリング対策等の実効性を更に高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和6年4月、政府において新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」が策定された。

(2) A P Gの活動と警察庁の参画状況

A P Gは、アジア・太平洋地域のF A T F非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等の強化・促進をするために設置された枠組みであり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和7年末現在、我が国を含む42の国・地域が参加している。同年8月には、A P G年次会合が東京にて開催され、アジア・太平洋地域におけるマネー・ローンダリング対策等の強化に向けた議論が行われた。警察庁では、年次会合及び作業部会に参加し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論を行っている。

(3) エグмонт・グループの活動と警察庁の参画状況

エグмонт・グループは、各国のF I U間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、令和7年末現在、我が国を含む182の国・地域のF I Uが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ参加し、F I U間の情報交換に係る行動規範等に関する議論を行っている。

(4) 外国のF I Uとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のF I Uが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会では、外国のF I Uとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。また、令和7年末現在、120の国・地域のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

注1：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

3：大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与

4：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）

警察活動の最前線



多国籍被疑者による国際ロマンス詐欺組織の解体と犯罪収益対策について

兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局国際捜査課国際捜査第一係

神野 潤

私は国際犯罪捜査を担当しており、主に外国人による組織犯罪や犯罪インフラに着目した事件の捜査を行っています。

最近では、特殊詐欺による多額の被害が頻繁に報道されていますが、その中でも、ロマンス詐欺は、SNS等により被害者と接触して恋愛感情を抱かせ、言葉巧みに現金をだまし取るものであり、被害者の心を弄び、さらには大切な財産も奪い取る極めて悪質な犯罪です。

私が捜査した、国際ロマンス詐欺事件を実行した犯罪組織は、ナイジェリア人を首謀者として、ベトナム人や日本人らで構成されており、架け子役、口座調達役、現金出金役といったように役割が細分化されていました。

このグループによる被害は日本全国に及び、被害者の中にはだまされていることに気づいていない方や被害申告をためらう方もいる中、丁寧に説明し捜査協力していただくことで、事件として立証し、各種法令を駆使して犯罪組織を検挙・壊滅することができました。また、犯罪組織構成員の検挙に留まらず、判決で追徴金約2,000万円の支払が言い渡されるなど犯罪収益の剥奪を行い、犯罪組織に更なる打撃を与えることができました。

今後、犯罪のグローバル化が一層進む中で、日本国内に犯罪組織を浸透させないよう、徹底した取締りを進めたいと思います。



犯罪組織からの徹底的な資金剥奪

前 宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課犯罪収益対策係
(現 宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課特殊詐欺対策室特殊詐欺連合捜査係)

青沼 莉沙

昨今、特殊詐欺をはじめとした広域的な資金獲得活動を行う匿名・流動型犯罪グループが国民の生活を脅かしています。このような犯罪組織の構成員を検挙することは当然のことながら、犯罪組織から資金を剥奪することが、組織壊滅への大きな一歩であり、犯罪収益対策係の重要な役割です。

犯罪組織は、捜査機関による犯罪収益の追跡・没収を困難にするため、犯罪収益を様々な資産に変えるなどしています。例えば、お金に困っている人や被害者等を言葉巧みに誘導し、犯罪収益を別の口座に送金させたり、暗号資産に交換させて送信させたりするケースも多発しています。善良な国民が犯罪に加担することのないよう、マネー・ローンダリングの実情を発信していくことも犯罪収益対策の一つとして必要だと感じています。

また、東北随一の歓楽街である国分町を管轄する宮城県警察は、昨年、匿名・流動型犯罪グループが関与する違法風俗店の捜索を行い、経営者らを検挙するとともに、店内で発見した現金を没収しました。

犯罪収益を追跡して没収することは決して容易ではありませんが、「逃げ得は許さない」という精神で捜査を尽くし、徹底的に資金を剥奪することで、犯罪組織の弱体化・壊滅に尽力していく所存です。

